契約書についての留意事項

1 . 未成年者の場合の注意事項

未成年者が契約をする場合は、原則として法定代理人(通常は親権者)の同意が 必要です。(民法第4条) 未成年者が結婚をしている場合等の例外を除く また、主たるサービスの対象者が児童の場合、利用者(契約の相手方)は保護者 になります。

未成年者との契約書の参考記載例

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、 各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

事業者 住所

事業者名

代表者氏名

印

利用者 住所

氏名

EΠ

法定代理人として、利用者が契約を締結することを同意します。

法定代理人 住所

EΠ 氏名

主たるサービスの対象者が児童の場合の契約書の記載例

(以下「利用者」という。)と (以下「事業者」という。)

は、 が事業者から提供されるサービスを受け、それに対する利用料金を支 払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

は保護者氏名、

は事業者名(法人)

は児童の氏名

<中略>

平成 年 月 日

事業者 住所

事業者名

代表者氏名

印

利用者 住所

保 護 者 名 氏名

印

併記 (児童名)